

福岡県社会課『生活保護法による生活扶助費取扱指針』

平, 将志
九州大学 : 助教

<https://doi.org/10.15017/6779666>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 38, pp.115-137, 2023-03-25. 九州大学附属図書館
付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン :
権利関係 :



【資料紹介】 福岡県社会課『生活保護法による生活扶助費取扱指針』

平 将 志

本稿では、福岡県社会課が作成した『生活保護法による生活扶助費取扱指針』（以下、『取扱指針』）について解説を行う。

同書は、筆者が某インターネット・オークションから購入したものであり、国内大学図書館や公立図書館などでも所蔵が確認できない。裏表紙には、「重富民生員」と毛筆による記名があることから、福岡民生部社会課あるいは民生委員会などを通じて、民生委員に配付されたものと考えられる。刊行年は、明記されていないものの、「緒言」には、「昨年九月当時の社会経済の諸事情に対応して全面的に改訂」が行われ、「同十一月一日より主食、調味料の増配並に米価引上げ実施」という文言がある。前者は、生活扶助基準の第八次改訂、後者は第九次改訂を示すことから、『取扱指針』は、一九四九年に作成されたものであると推定できる。

日本政府は、連合軍最高司令官総司令部（General Headquarter of Allied Powers、以下GHQ）の間接統治下において、生活困窮者救済に対する諸対策を創設した。一九四六年二月、SCAPIN七七五（Social Assistance）の発令、具体的には「三原則」²にもとづいて、一九四六年九月、日本政

府は生活保護法を制定した。生活保護法には、五つの保護の種類が設けられ、このうち生活扶助費は、生活困窮者に対して飲食費、被服費など生活面への金銭給付を行うものである。当初、生活扶助の基準額は、戦前期の救貧諸制度において最も金額の高い軍事扶助法の基準を雛型とした。一九四八年八月の第八次改訂により、マーケット・バスケット方式による「理論生計方式」が導入され、一九六一年四月にエンゲル方式に変更されるまで継続された。

以下から内容にうつることにしたい。本書は、生活扶助費の取扱、具体的には最低生活費の算定についてまとめたものである。「緒言」では、前述した経緯に続いて、「現行の生活扶助等のため支給する費用の基準額では保護の適正を計り難い」という理由のほか、「保護の取扱についても尚適正を欠ぐ点も認められ今回之が改正を見ましたので以下此の趣旨並びに取扱の方法等」の参考のために作成されたという。

まず、「一、生活扶助基準額改訂の趣旨及要点」では、①飲食物の基準熱量について別表「改訂による性別年齢別基準熱量表」にもとづく標準

要求熱量の基準近くまでの引上げ、②米麦など消費者価格の改訂にあわせて、飲食物費の改訂、③第九次改訂では、地域別のほか、世帯人員別、性別及び年齢別の三つの相違に適応した「組合わせ式」が採用された。^③加えて、④生活扶助基準額は、市町村長により支給できる額を六割、都道府県知事の認可を得て支給できる額は、六割を超えて十割以内の額という二段階に設定された。^④

つぎに、「二、生活扶助基準額の取扱」では、最低生活費の算定は、第九次改訂から「最低生活費認定表」（以下、認定表）によるとされる。別表「生活保護法による生活扶助基準」では、個人費用である「第一類」と、世帯共通費用である「第二類」に区分され、両者の組み合わせにより、世帯に適用すべき最低生活費の基準を定めるとした。さらに「認定表」に準拠し、実際の最低生活費の認定は、本人の申立て、民生委員の調査・所見を基礎とし、担当民生委員協議会の議をへて市町村長が決定する。最低生活費の認定に際しては、感に頼ることなく、認定基準表に準拠して行うことが強調された。

本書では、厚生省社会局保護課編『生活保護三〇年史』や笹山京『公的扶助論』などに記載された各種資料と比較して、より詳細な数値や内容を把握できる。^⑤加えて、第八次改訂まで最低生活費の算定などは、民生委員の経験や「感」に頼るものであったが、「理論生計方式」にかわることにより、「科学的」な基準による算定が行われた。ただし、このような「科学的」な基準を設けたことで、最低生活費の算定が困難になり、民生委員を補助機関とすることに疑義が生じることになる。以上のように、『取扱指針』は、最低生活費の算定が変容した過渡期に作成された資料という特徴がある。

ここで先行研究をみると、被占領期は、生活保護研究に関する多くの研究蓄積がみられる時代である。たとえば、菅沼隆『被占領期社会福祉分析』や村上貴美子『占領期の福祉政策』に代表されるように、日本占領関係資料や旧厚生省所蔵資料など、とくに一次資料を用いた制定過程に関する厚い研究蓄積がある。^⑥加えて、副田義也『生活保護制度の社会史』では、歴史社会学的な視点から、生活保護制度の制定史に加えて、通史を描いている。^⑦生活扶助基準については、木村忠二郎文庫を活用した岩永理恵『生活保護は最低生活をどう構想したか』や菅沼の研究において、生活扶助基準の改訂作業の詳細があきらかにされている。^⑧先行研究では、このように制定史や制度の史的展開についての研究蓄積はあるが、その政策実施を担う地方自治体に関する研究は、畠中耕などの研究を除くと、いまだ十分な蓄積はみられていない。^⑨この背景としては、地方自治体に関する資料は、市町村合併や自然災害などの影響から、現存しない場合が多いことにあると思われる。なお、当該期は、最低生活費の算定は、「善き隣人」であった民生委員が担当しており、その合議体である民生委員協議会において、実質的な保護処分が決定されていた。^⑩

ところで、『取扱指針』を作成した福岡県は、戦後黎明期にかけて、全国で最も保護率の低い都道府県であった。^⑪この理由として、当時、福岡県民生部長であった角銅利生によれば、一九四七年に福岡軍政部の社会福祉課長として赴任したエドモンド・J・ラズク (Edmund J. Radzuck) による巡回指導の影響が関係したという。^⑫たとえば、一九四九年二月の統計では、福岡県の保護率は、「全国平均の二〇・〇」に対し福岡県は実に四・五と全国最低となり、ラズク氏が指導を始めた頃の実に一／三へと減少した。ただし、こうした保護率の動向については、福岡県議会や

厚生省のほか、GHQからも批判が生じることになった。ただし角銅によれば、ラズクの指導は徹底しており、現行法の制定時には、「指導が徹底しておった為に何のトラブルもなく新法に移行して正しい保護が行われた」と回顧している。ラズクが巡回指導を行った時期は、『取扱指針』が作成された時期とほぼ重なっている。この意味においては、ラズクの巡回指導の影響は『取扱指針』が作成された一つの要因であった可能性もある。

角銅の回顧について、疑問が残るのは、傾斜生産方式の採用による石炭増産との関係である。当該期の福岡県は、傾斜生産方式による石炭増産が行われており、大量の労働力需要が創出された時期である。このような労働力需要の創出が、保護率の動向にどのような影響をあたえたのかは言及されていない。一九五〇年代中葉以降、福岡県では、石炭から石油への主力燃料の転換である「エネルギー革命」の影響をうけて、大量の炭鉱失業者が発生し、全国一の保護率を記録する¹³⁾。このような動向を踏まえると、被占領期における福岡県の低い保護率の諸要因を把握するためには、行政面のみならず、政治経済的な側面を踏まえた検討が必要であろう。その際、『取扱指針』を日本占領関係資料（国立国会図書館憲政資料室所蔵）や自治体議会資料などと突き合わせて参照することにより、福岡県における生活困窮者救済の実態を解明する一助となり得ると思われる。

注

- (1) 「緒言」に明記された「昨年九月」は、「八月」の誤りであると考えられる。
- (2) SCAPINは、SCAP Index Numberのことであり、指令文書には「SCAP IN-10」が使用される。正式名は、Supreme Commander for the Allied Powers Directiveとされ、連合軍最高司令官指令であることを示す。SCAP IN七七五の形成過程については、菅沼隆「被占領期社会福祉分析」ミネルヴァ書房、二〇〇五年を参照のこと。なお、通説によれば、①国家責任、②無差別平等、③必要充足という「三原則」から構成されたという。ただし、菅沼のように、「救済財政優先の原則」を加えて、「四原則」と捉える解釈も存在する。菅沼 前掲 二〇〇五年、一二九頁。

- (3) 岩永理恵『生活保護は最低生活をどう構想したか——保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房、二〇一一年、六三頁。なお、「組合せ方式」については、資料によっては若干ニュアンスが異なる。たとえば、『取扱指針』では、「三つの相違に適応した組合せ式」と説明されているが、厚生省社会局保護課によれば、第九次改訂では、「マーケット・バスケットは、東京都区部の標準五人世帯のみについて組み、基準額表はこれを分解して、年齢階級と性別を分けて算出した個人費用（第一類）の表と、世帯人員別に区分した世帯共通費用（第二類）の表として、両者を組み合わせたものをもって生活扶助の基準とする方法を採用した」と説明される。厚生省社会局保護課編『生活保護三〇年史』全国社会福祉協議会、一九八一年、四六一頁。

- (4) 一九四九年五月の第一〇次改訂からは、基準額どりの支給に変更された。厚生省社会局保護課編 前掲 一九八一年、四六一頁。

- (5) 厚生省社会局保護課編 前掲 一九八一年、四六一頁、資料(2) 四七頁、麓山京『公的扶助論』光生館、一九七八年、二九〇～二九一頁。

- (6) 菅沼隆 前掲 二〇〇五年、村上貴美子『占領期の福祉政策』勁草書房、一九八七年、村田隆史『生活保護法成立過程の研究』自治体研究社、二〇一八年ほか。
- (7) 副田義也『増補版』生活保護制度の社会史』東京大学出版会、二〇一四年。
- (8) 岩永 前掲 二〇一一年、菅沼 前掲 二〇〇五年。
- (9) 畠中 耕『群馬県公的扶助史研究——戦前・戦中・戦後社会福祉のあゆみ』本の泉社、二〇〇九年、大石嘉一郎・西田美昭編『近代日本の行政村——長野県埴科郡五加村の研究』日本評論社、一九九一年、六一四～六二一頁、平 将志『被占領期地方都市における生活困窮者救済——新潟県都市部の比較検討から』『現代社会文化研究』第六七号、二〇一八年、一九～三六頁ほか。
- (10) たとえば、北海道夕張市の保護処分の過程では、社会福祉主事の設置後においても、民生委員や民生委員協議会に強い権限があったことが指摘されている。そのため市社会係の役割は、「単なる連絡程度」であり、「協議会で事実上決定されるものが市長に申達されて形式的に確定」されたという。地方行政調査委員会議事務局・地方自治庁『地方行政資料——その6 北海道夕張市』一九五〇年、六〇～六一頁。
- (11) 福岡県の民生行政に関する概要については、秀村選三「資料紹介（福岡県）『内政部長引継書類』（三）」「エネルギー史研究』第三五号、二〇二〇年、二九～四六頁を参照。
- (12) 角銅利生「生活保護法施行前夜の思い出」厚生省社会局保護課編 前掲 一九八一年、一九八一年、一九八～一九九頁。
- (13) 厚生官僚による「エネルギー革命」と生活保護制度の運用に関する回顧については、田中 昭「石炭産業の合理化と生活保護」厚生省社会局保護課編 前掲 一九八一年、一九八一年、三四三～三七〇頁を参照。

生活保護法による生活扶助費取扱指針

福岡県社会課

凡 例

1. 漢字については、原則として常用漢字を用いた。
2. 誤字のほか、送り仮名などに不統一な部分が多数みられるが、原文の表現を尊重した。加えて、必要に応じてママを付記した。
3. 統計の数字には、計算の合わないもの、誤字なども存在するが、原文のままとした。
4. 漢数字については、十や一〇などが混在しているが、原資料の表記を尊重した。
5. 目次の頁数などは原資料のままとした。

生活保護法による生活扶助費取扱指針

目次

緒言	一
一、生活扶助基準額改訂の趣旨及要点	一
二、生活扶助基準額取扱の方法	三
(一) 最低生活費の認定手続	三
(二) 収入の認定手続	六
(三) 生活扶助費支給額の決定方法	八
(四) 現在の最低生活費及扶助費支給額との調整切替について	八
(五) 最低生活費基準額超過認定及扶助費超過支給申請の手続	九
一、改訂による性別年齢別基準熱量表	一〇
一、生活保護法による生活扶助費基準額	一一
一、最低生活費認定表	一三
一、最低生活費認定基準表（福岡、門司、小倉、若松、八幡、戸畑各市分）	一五
一、同（久留米、大牟田、直方、飯塚、田川各市分）	一七
一、同（町村分）	一九
一、収入認定表	二一
収入認定表記載注意	二三
一、生活保護法による最低生活費基準超過認定扶助費超過支給申請書	二六
一、最低生活費基準額超過認定扶助費超過支給に関する調書	二六
一、飲食物自給率認定の基礎になる熱量及重量内訳表	二六

緒言

生活保護法による生活保護のため支出する費用の基準額については昨年九月当時の社会経済の諸事情に対応して全面的に改訂がなされたのでありますが、同十一月一日より主食、調味料の増配並に米価等の引上げ実施に伴ひ現行の生活扶助等のため支出する費用の基準額では保護の適正を計り難いものと思われますと共に保護の取扱についても尚適正を欠ぐ点も認められ今回之が改正を見ましたので以下此の趣旨並に取扱の方法等につき述べ関係者各位の御参考に資したいと存じます。

一、生活扶助費基準額改訂の趣旨及要点

- 1 十一月一日から主食、味噌、醤油、食用油の配給量が増加したのでこれに対応した割合で最低生活費算定の基礎としていた飲食物の基準熱量を別表「改訂による性別年齢別基準熱量表」(一〇頁参照)の通り標準要求熱量の線に近くまで引上げられたこと
- 2 米麦等の消費者価格が十一月一日から改訂されたので飲食物費等の算定をこれに応じて改訂したること
- 3 現行の生活扶助基準額は一定の家族構成を想定してこれに必要な最低生活を算定しこれに世帯人員が同一である限りは地域差による相違を加味したのみで凡ての場合にその世帯の人員数による最低生活費を基準として適用して来たのであるが飲食物費が約八五%を占めてゐる現在の基準額においては世帯人員が同一であつ

ても家族構成が相違すれば世帯の必要とする最低生活費も亦相当の開きを示すことがあり得るので今回からは告示別表「生活保護法による生活扶助費基準額」(一一頁参照)の通り地域別の外に世帯の人員別、性別、年齢別の三つの相違に適應した「組合せ式」による基準額算出の方式を採用すること、したること

4

現行扶助費支給の基準は

- (1) 市町村長限りで支給し得る額
 - (2) 知事の認可を得て支給し得る額
- を示し知事の認可額以上の額を支給する必要がある場合は市町村長の申請により知事は認可に先だち厚生大臣の認可を受けること、なつてゐるが今回は左の通りに改められたこと
- (1) 市町村長限りで支給し得る額

イ、六十歳以上の老衰者又は不具、廃疾、傷痍疾病等のためこれと同じく殆んど無収入の状態にある者の一人世帯(生活扶助を目的とする保護施設に収容されている者を含む)については別表「生活保護法による生活扶助費基準」(一一頁参照)によつて算出されたその世帯の生活扶助費基準額の額

ロ、前記イ以外の世帯については別表「生活保護法による生活扶助費基準額」(一一頁参照)によつて算出されたその世帯の生活扶助費基準額の六割以内の額

- (2) 知事の認可を受けて支給し得る額は前号ロの六割を超へ十割以内の額とする

5

教育費は現行では月額を示してゐるがその性質上月によつて必要

な月と不必要な月とがあるからこれを画一的に毎月支給するとすれば生活費に充当されるような場合も考へられ今回これを年額に改められたこと

二、生活扶助費基準額取扱の方法

(一) 最低生活費の認定手続

(1) 最低生活費の認定については今回より別表の最低生活費認定表(二三頁参照)により実施しなければならない

(2) 別表「生活保護法による生活扶助費基準額」(一一頁参照)の第一類は年齢性別に最低生活費の基準を示したもので第二類は住居費、光熱費等世帯の共通費を示したものであるので両者の組合せによりその世帯に適用すべき最低生活費の基準を定めること

(3) (1)によって定められた基準を軸として別表「最低生活費認定基準表(以下認定基準表といふ」(一九頁参照)に準拠してその世帯が実際に必要とする最低生活費を認定するのであるがその認定は本人の申立て及び担当民生委員の調査及び所見を基礎として民生委員協議会の議を経て市町村長がこれを行ふものである。

(4) 此の最低生活費の認定に当っては漫然と所謂感に頼るようなことをすることなく必ず認定基準表に準拠し左記に留意し正確に行ふこと

(イ) 飲食物費

○主食費は主食の全部を自給している場合は配給主食費の全額を削除し一部を自給している場合はその自給分だけを配給主

食費から減額すること

○野菜購入費は野菜の全部を自給している場合は非配副食費の全額を削除し必要量の四分の一以上を自給している場合は四分の一を超へる割合の金額だけ非配給副食費を減額すること

○魚の購入費は魚の全部を自給している場合は配給副食費中の魚の購入費の全額を削除し更に自給される熱量が配給の魚から得られるべき熱量(四一カロリー)を超過するときはその割合を考慮し非配給副食費の一部をも減額すること

○調味料は調味料の全部を自給している場合は調味料購入費の全額を削除しその他の場合は認定基準表の内訳の額どをりとし査定しないこと

(ロ) 住居費

○家賃は住居が借家又は借間であつて無料の場合には家賃の全額を削除すること。住居たる家屋が自己の保有に属する場合又は家賃が認定基準表の内訳の額以内である場合には認定基準表の内訳の額どをりとし査定しないこと

○家賃が認知基準表の内訳の額を超過する場合には認定基準表の共通費の範囲内で他の費用より流用し得る限度においてのみ認定基準表の内訳の額を超過し家賃の実費を認めること

○家具什器費は認定基準表の内訳の額どをりとし査定しないこと

○水道料は水道を使用していない場合は水道料の全額を削ること

(ハ) 被服費

○認定基準表の内訳の額どをりとし査定しないこと

(二) 光 熱 費

○電燈料とマッチその他は認定基準表の内訳の額どりをとし査定しないこと

○薪炭料は薪炭の全部を自給していない場合は薪炭代の全額を削除すること

必要量の三分の一以上を自給している場合は三分の一を超える割合の金額だけ薪炭代を減額すること。自給量が必要量の三分の一以下の場合は認定基準表の内訳の額どりをとし査定しないこと

尚実際の薪炭代が認定基準表の内訳の額を超過する場合は認定基準表の共通費の範囲内で他の費用より流用し得る限度においてのみ認定基準表の内訳の額を超過し薪炭代を認め得ること

(ホ) 保健衛生費

○入浴料、理髪料は全然必要としない場合に限りこれを全部削除しその他の場合は認定基準表の内訳の額のとおりとして査定しないこと

○衛生費は認定基準認定表の内訳の額どりとし査定しないこと

(ヘ) 雑 費

認定基準表の内訳の額どりとし査定しないこと

(4) 以上によって行われる削除又は減額は凡て向ふ半年間の平均を基準とする

但し主食については向ふ一ヶ月間を基準とする

(5) それぞれの品目の必要量は認定基準表の内訳に算定されている数量による

(二) 収入の認定手続

(1) 収入の認定については今回より別表収入認定表によりこれを見込まなければならないこと

(2) 収入は本人の申立を基とし民生委員がこれをその源泉について確めた後民生委員協議会の議を経て市町村長が認定する

(3) 収入の認定は左の指針に則り厳格にこれを行ふこと

(イ) 定期収入

(A) 勤労収入(被傭)

収入を得る為に当然支出しなければならない、次に示すような費用は総額からこれを控除して算定すること

a、給与に対する所得税、健康保険料、共済組合費、労働組合費等

b、交通費

c、労務加配米購入費

d、その他民生委員協議会で必要止むを得ないものとして承認された費用

但しdについてはその取扱に十分留意し収入を得る為に是非共支出しなければならない点を厳格に定めること

(B) 事業収入(自営)

収益を得る為に当然支出しなければならない原材料費、仕入代、交通費、通信費等は収益総額からこれを控除して収入を算定すること

(C) 財産からの収入

収益を生ずる財産であつて而も最低生活の維持に必要なものを除いた財産から生ずるものについてのみこれを見込むこととしその収益に伴い当然支出しなければならない費用、例へば家屋における家屋税、土地における地租等はこれを控除して算定すること

(D) 恩給保険等からの収入

所得税その他の収入に伴い当然支出しなければならない費用はこれを総額から控除して算定すること

(E) 他からの仕送り及び贈与等による収入

継続的に受ける他からの仕送り及び贈与等による金品は多少に拘らず洩れなく収入に算定すること。但し物品の場合は最低生活の維持に必要なものであつて認定基準表に見込まれているものについてはこれを自給と見込み最低生活費認定の際にこれを考慮すること

(ロ) 臨時収入

- a、財産（不動産、動産）の処分による収入、保険金その他一時的であつても相当額（二〇〇円以上）の金銭収入があるときはこれをその月の収入として認定しその収入が認定された最低生活費を超過するときは順次翌月以降の収入として算定すること。従つて右の場合においては保護の廃止、停止、又は変更の措置をしなければならないことがある。

- b、認定基準表に見込まれていない物品であつて相当の価格（二〇〇円以上）を有するもの例へば蓄音機、写真機等に類す

るものについてはその物の評価額を収入と見込んで査定すること

(ハ) 次に掲げるものから生ずる収入は収入の認定に加えないこと

- a、ララ物資、その他公共団体、民間の社会事業団体等より恵與される慈善的性質を有する金品

- b、知己又は近隣等より臨時的な報酬の性質を有する少額又は少量の金品

- c、試の使用期間中における少額且不安定の収入

- d、余暇を活用しての内職等による少額且不安定の収入
尚当分の間c dの少額とは概ねその月の合計額が二〇〇円以下の場合を指すものとして取扱ふこと

(三) 生活扶助費支給額の決定方法

- (一) によつて認定されたその世帯の最低生活費から(二)により正確に調査された月額収入を差引いた不足額を生活扶助費の支給額とするものである、この支給額が市町村長限りで支給され得る範囲のものであれば市町村長は直ちに支給額を決定し得るのであるが別に認可の手續を要するものについては差当り、市町村長限りで支給し得る額を支給し所定の認可を経て扶助額を増加すること

(四) 現在の最低生活費及扶助費支給額との調整切替については次に依つて取扱ふこと

- (1) 別表最低生活費認定表により(一)の最低生活費の認定手續に基づき個々の世帯について補正すること

- (2) 別表収入認定表により(二)の収入認定手続に基き厳正に世帯について(1)の最低生活費の調査と共に調査して補正すること
- (3) 現在の扶助額は一応廃止し前各号により補正された最低生活費より補正された収入を差引いて新に決定するものであるが、これが取扱については調査の理由を以て扶助の支給が遅延する様な事がない様十分配慮すること
- (4) (1)(2)の最低生活費認定表、収入認定表は必ず市町村備付けの保護台帳の附録として添付し保存すること

(五) 最低生活費及超過支給申請の手続

- (1) 保護を受ける者に特別の事由があつて前記(一)によつて算定した最低生活費ではその者の最低生活の維持が出来ないため、これを超過して認定しようとするときは市町村長は第一号様式による申請書に第二号様式による最低生活費基準認定調書を添付して正副二通を提出すること
- (2) この場合知事は厚生大臣の認可を得た上で認可することとなるのでその認可を得て個々の世帯の実情に応じ基準額を超えた必要な額を支給することが出来る
- (2) 知事の認可を経て扶助費を支給し得る者に付いては市町村長は第一号様式による申請書に「生活扶助費超過支給調書」(内容は(1)の最低生活費基準超過認定調書に同じ)を添付して提出すること

別 表

改訂による性別年齢別基準熱量表

区分 年齢別	数へ年による要求要求標準熱量		基 準 摂 取 熱 量	
	男	女	男	女
1	780	780	778	778
2	850	850	848	848
3	1200	1200	1198	1198
4	1320	1320	1318	1318
5	1430	1430	1427	1427
6	1490	1490	1487	1487
7	1610	1500	1607	1497
8	1690	1570	1687	1567
9	1740	1630	1737	1627
10	1800	1680	1797	1677
11	1880	1740	1877	1737
12	1930	1830	1927	1827
13	2050	1930	2040	1927
14	2160	2030	2156	2026
15	2260	2100	2256	2096
16	2360	2120	2356	2116
17	2150	1800	2146	1797
18～21	2200	1800	2196	1797
22～25	2200	1700	2196	1697
26	2200	1700	2196	1697
27～31	2200	1700	2196	1697
32～45	2100	1600	2195	1597
46～51	2100	1600	2095	1597
52～60	2000	1550	1997	1547
61才以上	1800	1450	1797	1447

別表

第一類 (年齡別基準額)

生活保護法による生活扶助基準額（月額）

年齢 区分	1才		2才		3才		4才		5才		6才		7才		8才		9才		10才		11才		12才		13才		14才		15才		16才	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
地域別																																
戸人 若小 門 福	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
畑崎 松会 司 開	305	305	410	380	590	560	735	705	865	835	780	750	915	765	1015	850	1075	920	1145	980	990	800	1060	910	1200	1030	1335	1160	1460	1250	1565	1255
市市市市市市市市	305	305	400	375	565	540	680	655	785	760	725	700	835	715	910	780	955	835	1015	885	905	755	960	840	1075	935	1185	1045	1285	1115	1370	1120
その他の市	305	305	400	375	565	540	680	655	785	760	725	700	835	715	910	780	955	835	1015	885	905	755	960	840	1075	935	1185	1045	1285	1115	1370	1120
町村	300	300	400	375	555	535	665	640	760	740	710	690	815	700	885	760	930	815	980	860	885	745	940	825	1050	915	1145	1015	1240	1080	1320	1090
世帯の状況により 加算し得る額	人工栄養品の 配給による購入実費																															
学校給食のための実費／義務教育のための教育費																																

戸数		人口	
戸数	人口	戸数	人口
100	50	85	40
80	35		

第二類 (人員別共通基準額)

地域別	年齢区分		17才		18～21才		22～25才		26～31才		32～45才		46～51才		52～60才		61才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
戸田小門福	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
畑若小門福	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
崎松倉市	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
市市市	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
その他の市	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
町村	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	1130	800	1175	800	1175	710	1220	755	1130	665	1130	655	1040	610	975	635		

地域別	年齢	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算するもの
戸田市	居宅入所	19	19	19	19	19	19
若小門福 畑嶋松倉司岡 市市市市市市		225	200	295	330	385	400
その他の市		180	160	225	260	305	320
町村		170	150	220	245	290	300
							15

備考 1. 人工栄養の配給による購入実費として加算し得るものは満一年未満の乳児であること。

2. 義務教育のための教育費として加算し得るものは教育費支給基準額（年額）の範囲内におけるその月の支給額であること。

3. 2人以上の世帯で1才又は2才の乳幼児がいる場合においてそのために最低生活費より減額しなければならない額がその世帯の非配給副食費の額を超えるときはその非配給副食費の額に止めること。

別表 第二号表 教育費支給基準額（年額）

備考	同					
	3年	2年	1年	同	2年	1年
分 区	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同
年 額	881	860	1539	477	551	741
	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同

別 表 (保護台帳附表)

最低生活費認定表

最低生活費認定基準表により算出した額										保護台帳番号	第	号	世帯主名	
区 分	世 帯 構 成 員 の 年 齢 性 別						計	本人の申立による額	担当民生委員の 認 定 し た 額	市町村長の認定した額	市町村長の認定基準表 により算出した額と相違 した認定をなした理由			
	オ ()	オ ()	オ ()	オ ()	オ ()	オ ()								
(1) 飲 食 物 費														
配給飲食物費														
主 食 費														
副 食 費														
野 菜 費														
魚 介 類														
調 味 料														
嗜好品費														
(2) 被 服 費														
衣 類 費														
身 廻 品														
(3) 保 健 衛 生 費														
人 理 費														
衛 生 費														
小 計														
(4) 住 居 費														
家 具 什 器 費														
家 具 道 料														
(5) 水 道 費														
電 燈 代														
薪 炭 代														
フツチ その他														
(6) 雑 費														
合 計														
学 校 教 育 費														
学 校 給 食 費														
人 工 栄 養 児 費														
総 額														
1、2才児の差引額														
最低生活費所要額														
最低生活費														
異 動														
異 動 年 月 日														
異 動 金 額														
異 動 事 由														
異 動 状 況														
市町村長 (の決定額)														
市町村長 (の決定額)														

最低生活費認基準表 (福岡市、門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市)

区分	飲食費										その他の費用										合計	
	配給費				食物費		非配給飲食物費		計		被服費				保健衛生費							
	年齢	主食費	副食費		嗜好品費	小計	男	女	男	女	衣類	身躰		入浴費	理髪費	衛生費	男	女				
			魚介	野菜								調味料費	男女共通						男のみ	女		
1	155.40	54.30	36.21	33.54	7.17	286.62	0	0	286.62	286.62	7.17	7.17	0	0	10.00	0	2.09	2.09	19.26	305.88	305.88	
2	203.40	59.63	39.76	38.58	9.57	350.94	0	0	350.94	350.94	8.43	8.43	7.45	7.45	10.00	30.00	2.09	2.09	57.97	408.91	378.91	
3	278.10	63.49	41.89	41.26	9.57	434.31	100.50	100.50	534.81	534.81	8.43	8.43	7.45	7.45	10.00	30.00	2.09	2.09	57.97	592.78	562.78	
4	278.10	63.49	41.89	41.26	9.57	434.31	243.90	243.90	678.21	678.21	8.43	8.43	7.45	7.45	10.00	30.00	2.09	2.09	57.97	736.18	706.18	
5	278.10	63.49	41.89	41.26	9.57	434.31	374.40	374.40	808.71	808.71	8.43	8.43	7.45	7.45	10.00	30.00	2.09	2.09	57.97	866.68	836.68	
6	330.30	63.49	41.89	41.26	9.57	486.51	237.00	237.00	723.51	723.51	8.43	8.43	7.45	7.45	10.00	30.00	2.09	2.09	57.97	781.48	751.48	
7	330.30	63.49	41.89	41.26	9.57	486.51	380.40	380.40	866.91	866.91	8.43	8.43	8.12	8.12	16.00	20.00	3.94	3.94	50.49	917.40	765.70	
8	330.30	63.49	41.89	41.26	9.57	486.51	480.90	480.90	957.84	957.84	8.43	8.43	8.12	8.12	16.00	20.00	3.94	3.94	56.49	1014.33	850.93	
9	330.30	63.49	41.89	41.26	9.57	486.51	540.90	540.90	1017.84	1017.84	8.43	8.43	8.12	8.12	16.00	20.00	3.94	3.94	56.49	1074.33	922.63	
10	330.30	63.49	41.89	41.26	9.57	486.51	612.60	612.60	1089.54	1089.54	8.43	8.43	8.12	8.12	16.00	20.00	3.94	3.94	56.49	1146.03	982.63	
11	413.10	63.49	41.89	41.26	9.57	559.74	373.20	373.20	932.94	932.94	8.43	8.43	8.12	8.12	16.00	20.00	3.94	3.94	66.49	989.43	802.03	
12	413.10	63.49	41.89	41.26	9.57	559.74	433.20	433.20	992.94	992.94	8.43	8.43	8.12	8.12	16.00	30.00	3.94	3.94	66.49	1059.43	909.73	
13	413.10	63.49	41.89	41.26	9.57	559.74	456.00	456.00	1,135.44	991.74	8.43	8.43	8.12	8.12	16.00	30.00	3.94	3.94	66.49	1,201.93	1,208.22	
14	413.10	63.49	41.89	41.26	9.57	559.74	707.40	551.70	1,267.14	1,111.44	8.43	8.43	8.12	8.12	20.00	30.00	3.94	3.94	70.49	1,337.63	1,162.93	
15	413.10	63.49	41.89	41.26	9.57	559.74	827.10	635.40	1,386.84	1,195.14	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,461.24	1,248.25	
16	418.20	63.49	41.89	41.26	9.57	564.84	926.40	693.00	1,491.24	1,203.84	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,565.64	1,286.95	
17	418.20	63.49	41.89	41.26	9.57	564.84	675.00	257.10	1,239.84	821.94	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,314.24	875.05	
18~21	418.20	63.49	41.89	41.26	9.57	564.84	734.70	257.10	1,299.54	821.94	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,373.94	875.05	
22~25	397.20	63.49	41.89	41.26	9.57	504.84	734.70	137.40	1,299.54	702.24	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,374.94	755.05	
26~31	397.20	63.49	41.89	41.26	9.57	543.84	818.70	221.40	1,362.54	765.24	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,436.94	818.35	
32~45	397.20	63.49	41.89	41.26	9.57	543.84	699.00	101.70	1,242.84	645.54	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,317.24	698.65	
46~51	397.20	63.49	41.89	41.26	9.57	543.84	699.00	101.70	1,242.84	645.54	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,317.24	698.65	
52~60	397.20	63.49	41.89	41.26	9.57	543.84	580.50	41.70	1,124.34	585.54	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,198.74	627.65	
61才以上	340.50	63.49	41.89	41.26	9.57	487.14	570.90	151.80	1,058.04	638.94	8.92	8.59	11.54	9.58	20.00	30.00	3.94	3.94	74.40	1,132.44	681.03	

区分	人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
住居費	83.06	83.65	97.65	98.34	112.34
家賃	26.82	26.82	40.23	40.23	53.64
家具什器	16.24	16.83	17.42	18.11	18.70
水道料	40.00	40.00	40.00	40.00	40.00
光熱費	99.92	166.56	186.66	40.48	240.48
電燈料	0	0	20.10	20.10	20.10
薪炭料	93.31	159.95	159.95	213.27	213.27
ペットその他	6.61	6.61	6.61	7.11	7.11
雑費	43.98	43.98	43.98	45.66	45.66
合計	226.96	294.19	328.29	384.48	398.48

最低生活費認基準表

その他の市

区分	飲 食 物 費										そ の 他 の 費 用										合 計		
	主 食 費	配 給 費		食 物 費		非配給飲食物費	計				被 服 費		身 體 品		保 健 衛 生 費		計						
		魚 介	野 菜	調 理 料 費	嗜好品費		小 計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
																				入浴費	理髪費	衛 生 費	男
年齢																					男	女	
1	155.40	54.30	36.21	33.54	7.19	286.62	0	0	286.62	286.62	7.17	7.17	0	0	8.00	8.00	0	1.67	1.67	16.84	16.84	303.46	303.46
2	203.40	59.63	39.76	38.58	9.57	330.94	0	0	330.94	330.94	8.43	8.43	7.45	7.45	8.00	8.00	24.00	1.67	1.67	49.55	25.55	400.49	376.49
3	278.10	63.49	41.89	41.26	9.57	434.31	80.40	80.40	514.71	514.71	8.43	8.43	7.45	7.45	8.00	8.00	24.00	1.67	1.67	49.55	25.55	564.26	540.26
4	278.10	63.49	41.89	41.26	9.57	434.31	195.12	195.12	629.43	629.43	8.43	8.43	7.45	7.45	8.00	8.00	24.00	1.67	1.67	49.55	25.55	678.98	654.98
5	278.10	63.49	41.89	41.26	9.57	434.31	299.20	299.20	733.51	733.51	8.43	8.43	7.45	7.45	8.00	8.00	24.00	1.67	1.67	49.55	25.55	783.66	759.66
6	330.30	63.49	41.89	41.26	9.57	486.51	189.60	189.60	676.11	676.11	8.43	8.43	7.45	7.45	8.00	8.00	24.00	1.67	1.67	49.55	25.55	725.66	701.66
7	330.30	63.49	41.89	41.26	9.57	486.51	304.32	198.96	790.83	685.47	8.43	8.43	7.45	7.45	8.00	8.00	16.00	3.15	3.15	43.70	27.70	834.53	713.17
8	330.30	63.49	41.89	41.26	0	476.94	384.72	270.00	861.66	746.94	8.43	8.43	8.12	8.12	12.00	12.00	16.00	3.15	3.15	47.70	31.70	909.36	778.64
9	330.30	63.49	41.89	41.26	0	476.94	432.72	327.36	909.66	804.30	8.43	8.43	8.12	8.12	12.00	12.00	16.00	3.15	3.15	47.70	31.70	957.36	836.00
10	330.30	63.49	41.89	41.26	0	476.94	490.08	373.36	967.02	852.30	8.43	8.43	8.12	8.12	12.00	12.00	16.00	3.15	3.15	47.70	31.70	1014.72	884.00
11	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	288.56	164.64	858.30	724.38	8.43	8.43	8.12	8.12	12.00	12.00	16.00	3.15	3.15	55.70	31.70	996.00	766.08
12	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	346.56	250.80	906.30	810.54	8.43	8.43	8.12	8.12	12.00	12.00	24.00	3.15	3.15	55.70	31.70	962.00	842.24
13	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	460.56	345.60	1,020.30	905.34	8.43	8.43	8.12	8.12	12.00	12.00	24.00	3.15	3.15	59.70	31.70	1,076.00	937.04
14	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	565.92	441.36	1,125.66	1,001.10	8.43	8.43	8.12	8.12	16.00	16.00	24.00	3.15	11.95	63.61	44.50	1,185.36	1,045.60
15	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	661.68	508.32	1,221.42	1,068.06	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	11.95	63.61	46.12	1,285.03	1,114.18
16	418.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	741.12	511.20	1,305.96	1,076.04	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	11.95	63.61	46.12	1,369.57	1,122.76
17	418.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	540.00	205.68	1,104.84	770.52	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	11.95	63.61	46.12	1,168.45	816.64
18～21	418.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	587.76	205.68	1,152.60	770.52	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	11.95	63.61	46.12	1,216.21	616.64
22～25	418.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	587.76	109.92	1,152.60	674.76	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	11.95	63.61	46.12	1,216.21	720.88
26～31	397.20	63.49	41.89	41.26	0	543.84	654.96	177.12	1,198.80	720.96	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	11.95	63.61	46.12	1,262.41	767.08
32～45	397.20	63.49	41.89	41.26	0	543.84	559.20	0	543.84	559.20	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	11.95	63.61	46.12	1,166.65	671.32
46～51	397.20	63.49	41.89	41.26	0	543.84	559.20	81.36	1,103.04	625.20	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	3.15	63.61	37.32	1,166.65	662.52
52～60	397.20	63.49	41.89	41.26	0	543.84	468.00	33.36	1,011.84	577.20	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	3.15	63.61	37.32	1,075.45	614.52
61才以上	340.50	63.49	41.89	41.26	0	487.14	456.72	121.44	943.86	608.58	8.92	8.59	11.54	9.58	16.00	16.00	24.00	3.15	3.15	63.61	37.32	1,007.47	645.90

区分	人 員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
区 分					
住 居 費	66.45	66.92	78.12	78.67	89.87
家 賃	21.45	21.45	32.18	32.18	42.91
家具什器	13.00	13.49	13.94	14.49	14.96
水 道 料	32.00	32.00	32.00	32.00	32.00
光 熱 費	79.93	133.24	149.33	192.38	192.38
電 燈 料	0	0	16.10	16.10	16.10
薪 炭 料	74.65	127.96	127.95	170.60	170.60
フツその他	5.28	5.28	5.28	5.68	5.68
雑 費	35.18	35.18	35.18	36.53	36.53
合 計	181.56	235.34	262.63	307.58	318.78

最低生活費認基準表 町 村

区分	飲 食 物 費										そ の 他 の 費 用										合 計	
	配 給 食 物 費					非配給飲食物費					被 服 費					保 健 衛 生 費						
	主 食 費	副 食 費	給 養 費	食 料 費	嗜好品費	小 計	男	女	男	女	衣 類	身 躰 品	入浴費	理髪費	衛 生 費	計	男	女				
年齢																						
1	155.40	54.30	36.21	33.50	7.17	286.62	0	0	286.62	286.62	7.17	7.17	7.50	0	1.56	1.56	16.23	16.23				
2	203.40	59.63	39.76	38.58	9.57	330.94	0	0	330.94	330.94	8.43	8.43	7.50	22.50	1.56	1.56	47.44	24.94				
3	278.10	63.49	41.89	41.23	9.57	434.31	75.38	75.38	509.69	509.69	8.43	8.43	7.50	22.50	1.56	1.56	47.44	24.94				
4	278.10	63.49	41.89	41.26	9.57	434.31	182.93	182.93	617.24	617.24	8.43	8.43	7.50	22.50	1.56	1.56	47.44	24.94				
5	278.10	63.49	41.89	41.26	9.57	434.31	280.80	280.80	715.11	715.11	8.43	8.43	7.50	22.50	1.56	1.56	47.44	24.94				
6	330.30	63.49	41.89	41.26	9.57	486.51	177.75	177.75	664.26	664.26	8.43	8.43	7.50	22.50	1.56	1.56	47.44	24.94				
7	330.30	63.49	41.89	41.26	9.57	486.51	285.30	186.53	771.81	673.04	8.43	8.43	7.50	15.00	2.95	2.95	42.00	27.00				
8	330.30	63.49	41.89	41.26	0	476.94	360.68	253.13	837.62	730.07	8.43	8.43	8.12	15.00	2.95	2.95	46.50	31.50				
9	330.30	63.49	41.89	41.26	0	476.94	405.68	306.90	882.62	783.84	8.43	8.43	8.12	15.00	2.95	2.95	46.50	31.50				
10	330.30	63.49	41.89	41.26	0	476.94	459.45	351.90	936.39	828.84	8.43	8.43	8.12	15.00	2.95	2.95	46.50	21.50				
11	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	279.90	154.35	839.64	714.09	8.43	8.43	8.12	12.00	2.95	2.95	46.50	31.50				
12	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	324.90	235.13	884.64	794.89	8.43	8.43	8.12	12.00	2.95	2.95	54.00	31.50				
13	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	437.85	324.00	997.59	883.74	8.43	8.43	8.12	12.00	2.95	2.95	54.00	31.50				
14	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	530.55	413.78	1,090.29	973.52	8.43	8.43	8.12	15.00	2.95	2.95	57.00	42.75				
15	413.10	63.49	41.89	41.26	0	559.74	620.33	476.55	1,180.09	1,036.29	8.92	8.59	9.58	15.00	2.95	2.95	60.91	44.37				
16	418.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	694.80	479.25	1,259.64	1,044.09	8.92	8.59	11.54	15.00	2.95	2.95	60.91	44.37				
17	418.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	506.25	192.83	1,071.09	757.67	8.92	8.59	11.54	15.00	2.95	2.95	60.91	44.37				
18～21	418.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	551.03	192.83	1,115.87	757.67	8.92	8.59	11.54	15.00	2.95	2.95	60.91	44.37				
22～25	418.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	551.03	103.05	1,115.87	667.89	8.92	8.59	11.54	15.00	2.95	2.95	60.91	44.37				
26～31	397.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	614.03	166.05	1,115.87	709.89	8.92	8.59	11.54	15.00	2.95	2.95	60.91	44.37				
32～45	397.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	524.25	76.28	1,068.09	620.12	8.92	8.59	11.54	15.00	2.95	2.95	60.91	44.37				
46～51	397.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	524.25	76.28	1,068.09	620.12	8.92	8.59	11.54	15.00	2.95	2.95	60.91	36.12				
52～60	397.20	63.49	41.89	41.26	0	564.84	435.38	31.28	979.22	575.12	8.92	8.59	11.54	15.00	2.95	2.95	60.91	36.12				
61才以上	340.50	63.49	41.89	41.26	0	487.14	428.18	113.35	915.32	600.49	8.92	8.59	11.54	15.00	2.95	2.95	60.91	36.12				

区分	人 員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
住 居 費	62.30	62.74	73.23	73.75	84.25
家 賃	20.10	21.10	30.17	30.17	40.23
家具什器	12.20	12.64	13.06	13.58	14.02
水道料	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00
光熱費	74.93	124.00	140.00	180.36	180.36
電 燈 料	0	0	15.10	15.10	15.10
薪 炭 料	69.98	119.95	119.95	159.95	159.95
ペットその他	4.95	4.95	4.95	5.31	5.31
雑 費	32.98	32.98	32.98	34.25	34.25
合 計	170.21	220.62	246.21	288.36	298.86

別表第四（保護台帳附表）

収 入 認 定 表

						保 護 台 帳 番 号		第 号		
						世 帯 主 氏 名				
資 産 の 状 況					負 債 の 状 況					
不動産、動産、債権等の内容		金 額	異 動 状 況		負債の内容		金 額	異 動 状 況		
宅 地 4 0 坪		2,000			何某に宅地抵当利子月3分		5,000			
木造平家1戸15坪		40,000			毛 布 入 質		550			
何 々					何某に信用利子月1分		1,200			
遺 族 恩 給 年 額		880			何 々					
生命保険払込額		600			何 々					
郵 便 貯 金		150			扶 養 義 務 者 の 状 況					
手 持 現 金		200			氏 名	年 齢	続 柄	職 業	扶養能力の程度	
何 々					何 某	36歳	兄	人 夫	病気のため能力なし	
何 々										
収 入 の 状 況										
区 分		収 入 の 内 容		本 人 の 申 込			民生委員の 認 定 月 額	市町村長の決定月額		
				収益月額	収益に伴う必要出費			差引収入	金 額	本人の申立 と異なる理由
		(職種、業種等)	内 容	金 額	月 額					
定 期 収 入	氏 名	1. 勤労収入（被傭）		円		円	円	円	交通費は徒歩 によるもの多 きにより半減	
		山田一郎	日傭人夫	2,000	交 通 費	× 200	1,800	1,900		1,900
		〃 月子	町役場給仕	1,500	所 得 税	150	1,350	1,350		1,350
	氏 名	2. 事業収入（自営）		2,300		300	2,000	1,950	1,950	場所代に電燈 料50円加算
		山田花子	小作農（自家消費分を除く）	1,000	借地料、肥料代 200 （自家消費分に伴ふものを除く）		800	800	800	
		〃 四郎	露天商（下駄販売）	1,300	場所代	× 100	1,200	1,150	1,150	
	内 職	3. 財産収入								
		家 屋	間 借 代	100	電 灯 料	20	80	80	80	
		何 々								
	内 職	4. 恩給年金 保険収入								
		遺族扶助料		200			200	200	200	
		何 々								
	内 職	5. 仕送り贈與による収入		550		30	520	520	520	
		叔父何某より仕送り		50			50	50	50	
		姉何某より米2升（5升のうち3升自家消費）		500	受領のため電車賃	30	470	470	470	
	計					5,950	6,000	6,000		
臨 時 収 入	内 職	縁故者何某より指輪1個贈与		1,000			1,000	1,000	1,000	
		何 々								
合 計						6,950	7,000	7,000		
控 除 額		内 訳	何某よりの借入金利子			200	200	200		
			何 々							
収入確定額						6,750	6,800	6,800		
摘 要					上記の通り相違ありません 昭和 年 月 日 世帯主 氏 名 印		上記の通り認定する 昭和 年 月 日 担当民生委員 氏 名 印		上記の通り決定する 昭和 年 月 日 市町村長 氏 名 印	
収入月額の 異 動 状 況 (市町村長決定額)		異 動 年 月 日		金 額		事 由				

収入認定表記載注意

1、資産の状況及び負債の状況、扶養義務者の状況はその世帯が真に法に該当するか否か或いは収入認定の場合の不可欠の前提となるものであるから調査時現在の状況を詳細に調査すること

尚この欄は次の要領により記入のこと

- (1) 不動産はその規模構造等物件の現況を詳細に記入すること
 - (2) 荷車、リヤカー、ミシン等は機械器具類として一括して記入すること
 - (3) 動産、不動産等、金額はその地方における時価により評価し記入すること
 - (4) 恩給、年金保険、生命保険については次の要領によること
 - イ 内容については名称種類を明記すること
 - ロ 金額は恩給、年金保険はその年額、生命保険は払込済額を記入すること
 - ハ 恩給については恩給金庫の利用を必ず調査のこと
 - (5) 異動状況は資産等の内容或は評価格^マに移動を生じた場合その状況を記入すること
- 以上はすべて本人の申立を基礎として関係先の近隣等より聴込みたる事実を参考として民生委員、民生委員協議会の意見により市町村長の決定したものを記入すること
- 2、収入認定
収入認定上の金額はすべて過去の実績に徴し将来大きな変動のないと見られる期間の平均月額を算定のこと

(1) 本人の申立

イ 内容はその収入の具体的実際の状況を記入のこと

ロ 収益月額とは月額平均の所得の総額をいう

ハ 差引収入月額とは収益に伴ふ必要経費を差引いた純益であつて生活費に費消され得るものを言ふ

- (2) 民生委員の認定した収入月額は民生委員が関係先及び近隣等より聴込みをなして本人の申立の各項目を検討して収入月額を記入すること
 - (3) 市町村長の決定した収入月額は民生委員協議会の議を経て決定した収入月額を記入のこと
- 本人の申立と異なるものの内容の説明に対応する箇所に×印を附すること

2、収入の区分（定期収入）^マ

- (1) 勤労収入とは自己の技術労力などを他人に提供してその対価として給料労賃を受取るものをいう（日雇人夫、其他家事手伝を含む）
- (2) 事業収入とは自己の計算において経営するものをいう（雇用関係の如き請負はこれを含む）
- (3) 財産収入とは間賃代、機会器具等の賃借その他財産より生ずる果実をいう
- (4) 仕送り又は贈与による収入の中物品については最低生活基準表の品目量を超ゆるもののみを時価に評価し記入すること
- 4、控除額は借金の返済、担保権の弁済等のため必要不可欠の費用を記入すること
- 5、摘要欄には市町村長において収入認定上の参考事項を記入すること

6、収入月額の異動状況には次の場合必ず記入のこと

- (1) 本人の申立により又は民生委員が本表の記載事項に異動を発見したとき

- (2) 物価基準の改訂のあった場合又は少くとも六ヶ月に一回以上市町村長が記載事項の異動の有無を必ず調査し異動を発見したとき
尚異動した（金額）に相応する各箇所を朱書に訂正する

◎記載例の説明

左記の七人世帯を例として一般的に予想される諸種の収入について
本表の調製上の要領を示した

続柄	氏名	年齢	職業
1 世帯主	山田一太	62	日雇人夫（病弱）
2 長男 一郎妻（一郎戦死）	花子	32	小作農
3 次男 弟	四郎	21	露天商（病弱）
4 次女	月子	14	給仕
5 一郎長男	英夫	9	ナシ
6 一郎次男	次郎	4	ナシ
7 一郎長女	次子	2	ナシ

様式第一号

書類番号

昭和 年 月 日

郡

市町村長 氏

名 印

福岡県知事殿

生活保護法による 最低生活費基準超過認定 申請書

何々扶助費超過支給

左記の者について 最低生活費基準超過の認定 する必要があるので

認可せられるよう別紙調書を添付の上申請する

何々扶助費を超過支給

記

保護の 種類	被保護者 氏名	本人を含む 家族人員	認定しよう とする最低 生活費	差引額 過	支給 基準額	支給しよう とする額	差引 超過額

被保護者世帯主
住所 氏名

印

この表は再生生活費認定基準表によつて算定した生活費を超えて最低生活費の認定を必要とする個々の世帯について作成すること
2 被保護者世帯主住所氏名欄中の（ ）内には福岡市及び北九州五市を甲地、その他の市は乙地、町村にあつては丙地と夫々記入すること
3 収入状況欄の各項には収入認定表に記載された事項によつて記入すること

飲食物の自給率認定の基礎となるべき熱量及び重量内訳表

区別	配給飲食物費										非配給副食費								
	基準摂取熱量		主 食 熱 量 cal	主 食 重 量 g	副食熱量副食重量				調味料 熱 量 cal	嗜好品 熱 量 cal	小 計 熱 量 cal	不足熱量							
	男	女			野 菜	魚						男	女						
年齢																			
1才	778 ^{cal}	778 ^{cal}	633 ^{cal}	181.0 ^g	26 ^{cal}	123 ^g	34 ^g	35 ^{cal}	26 ^g	17 ^g	81 ^{cal}	3 ^{cal}	778 ^{cal}	0 ^{cal}	0 ^g	0 ^g	0 ^{cal}	0 ^g	0 ^g
2才	848	848	689	196.8	28	133	37	39	28	19	88	4	848	0	0	0	0	0	0
3才	1,198	1,178	945	270.0	30	195	40	41	30	20	94	4	1,114	84	400	106	84	400	106
4才	1,318	1,318	945	270.0	30	195	40	41	30	20	94	4	1,114	204	971	258	204	971	258
5才	1,427	1,427	945	270.0	30		40	41	30	20	94	4	1,114	313	1,490	397	313	1,490	397
6才	1,487	1,487	1,120	320	30		40	41	30	20	94	4	1,289	198	942	251	198	942	251
7才	1,607	1,497	1,120	320	30		40	41	30	20	94	0	1,285	313	1,542	403	208	990	264
8才	1,687	1,567	1,120	320	30		40	41	30	20	94	0	1,285	402	1,914	510	282	1,342	357
9才	1,737	1,627	1,120	320	30		40	41	30	20	94	0	1,285	452	2,152	575	342	1,628	434
10才	1,797	1,677	1,120	320	30		40	41	30	20	94	0	1,285	412	2,438	650	392	1,857	495
11才	1,877	1,737	1,400	400	30		40	41	30	20	94	0	1,565	312	1,485	396	172	818	218
12才	1,927	1,827	1,400	400	30		40	41		20	94	0	1,565	362	1,723	459	262	1,247	331
13才	2,040	1,927	1,400	400	30		40	41		20	94	0	1,565	381	1,814	483	361	1,719	458
14才	2,156	2,026	1,400	400	30		40	41		20	94	0	1,565	591	2,814	750	461	2,195	585
15才	2,256	2,096	1,400	400	30		40	41		20	94	0	1,565	691	3,290	877	531	2,528	674
16才	2,356	2,116	1,417	405	30		40	41		20	94	0	1,582	774	3,685	982	534	2,542	677
17才	2,146	1,797	1,417	405	30		40	41		20	94	0	1,582	564	2,685	716	215	1,023	272
18～21	2,196	1,797	1,417	405	30		40	41		20	94	0	1,582	614	2,523	672	215	1,023	272
22～25	2,196	1,697	1,417	405	30		40	41		20	94	0	1,582	614	2,523	672	115	547	145
26～31	2,196	1,697	1,347	385	30		40	41		20	94	0	1,512	684	3,257	868	185	880	234
32～45	2,095	1,597	1,347	385	30		40	41		20	94	0	1,512	584	2,780	741	85	404	107
46～51	2,095	1,597	1,347	385	30		40	41		20	94	0	1,512	584	2,780	741	85	404	107
52～60	1,997	1,547	1,347	385	30		40	41		20	94	0	1,512	485	2,309	615	85	166	44
61才以上	1,797	1,447	1,155	330	30		40	41		20	94	0	1,320	477	2,271	605	127	604	161

備考 便宜上主食は米、魚は鮮魚として計算した。